## 障害者活躍促進計画

令和2年4月

斜 里 町

## 斜里町障害者活躍推進計画

機関名	斜里町	
任命権者	斜里町長	
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)	
障害者雇用に関する 課題	法定雇用率を下回ることのないよう、採用活動を行うとともに、 障害者である職員の活躍の場を確保するため、体制整備や各種取 り組みが必要である。	
目標		
1. 採用に関する目標	【実雇用率】 令和4年6月1日時点:2.7% (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.7%	
2. 定着に関する目 標	評価方法:毎年の任免状況通報により把握・進捗管理 不本意な離職者を極力生じさせない。	
3. キャリア形成に 関する目標	障害者が担当する業務の拡大を目指す。	
取組内容		
1. 職務環境の整備	○多目的トイレを設置し、障害者が利用しやすい環境に配慮した 職務環境を整備する。	
2. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、企画総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以 内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満 たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生 活相談員資格認定講習を受講させる。	
3. 障害者の活躍を 推進するための環 境整備	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いは行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。	
4. 働き方	<ul><li>○時間単位の年次休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇 の利用を促進する。</li></ul>	

- 1 2 D	
5. キャリア形成	○採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面
	談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏ま
	えた職務選定を行う。
	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練
	を実施する。
6. 人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
	○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通
	勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。
	○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者を
	いう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職
	場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組
	みを行う。